

令和4年度

母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

制度概要

ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立や生活の安定・扶養している児童の福祉増進を図るため無利子又は低利で資金の貸付を行う制度で、返済の義務があります。

対 象

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等（修学資金等一部の貸付については、その扶養する児童や父母のいない児童も含む）

相談・申請窓口

制度、申請方法詳細については下記管轄地域を所管する事務所までお問い合わせください。

(令和4年4月1日現在)

事務所名	電話番号(直通)	住 所	管轄地域
仙南保健福祉事務所 (母子・障害班)	0224-53-3132	大河原町字南129-1	白石市・角田市・蔵王町 七ヶ宿町・大河原町 村田町・柴田町 川崎町・丸森町
仙台保健福祉事務所 (母子・障害第一班)	022-363-5507	塩竈市北浜4丁目8-15	塩竈市・名取市・多賀城市 岩沼市・富谷市・亘理町 山元町・松島町・七ヶ浜町 利府町・大和町・大郷町 大衡村
北部保健福祉事務所 (母子・障害第一班)	0229-91-0712	大崎市古川旭4丁目1-1	大崎市・色麻町・加美町 涌谷町・美里町
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所 (母子・障害班)	0228-22-2118	栗原市築館藤木5-1	栗原市
東部保健福祉事務所 登米地域事務所 (母子・障害班)	0220-22-6118	登米市迫町佐沼字 西佐沼150-5	登米市
東部保健福祉事務所 (母子・障害班)	0225-95-1431	石巻市あゆみ野5丁目7	石巻市・東松島市・女川町
気仙沼保健福祉事務所 (母子・障害班)	0226-21-1356	気仙沼市東新城3丁目3-3	気仙沼市・南三陸町

仙台市にお住まいの方は各区役所へ御相談ください。

※東日本大震災により、上記管轄地域を越えて避難をされている方については、避難先を管轄する事務所でも相談・申請を行うことができます。

(参考)

母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

令和4年4月1日現在

資金種別	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率(注1)	備考
事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	3,140,000円 母子・父子福祉団体 4,710,000円	-	貸付の日から 1年間	据置期間経過後 7年以内	無利子 又は 年1.0%	
事業継続	〃	1,570,000円 母子・父子福祉団体 1,570,000円	-	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 7年以内	無利子 又は 年1.0%	
修学	ひとり親家庭の親が 扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	別表1のとおり	就学期間中	卒業後 6か月間	据置期間経過後 20年以内	無利子	専修学校(一般課程)の 場合は5年以内 償還
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	[一般] 月額 68,000円 [特別] 一括 816,000円 * 特別 460,000円	技能習得期間中 5年以内	技能習得後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子 又は 年1.0%	* 自動車運転免許の 習得に係るもの
修業	ひとり親家庭の親が 扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	月額 68,000円 * 特別 460,000円	知識技能の習得 期間中5年以内	知識技能習得後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子	* 自動車運転免許の 習得に係るもの
就職支度	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	一般 100,000円 * 特別 330,000円	-	貸付の日から 1年間	据置期間経過後 6年以内	無利子又は年1.0% (親に係る貸付) 無利子 (児童に係る貸付)	* 通勤のための自動車 購入が認められる場合 (自動車購入分は330,000 円を限度とする)
医療介護	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 (児童は医療のみ) 寡婦	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円	-	医療介護期間 満了後 6か月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は 年1.0%	
生活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	一般 月額 105,000円 (養育費取得に係る裁判 費用については、一括 貸付上限額1,260,000円, 生活安定貸付期間中の合計 貸付上限額2,520,000円) 生計中心者でない場合 70,000円 技能 月額 141,000円	技能習得期間中5 年以内、医療又は 介護を受けている 期間1年以内、離 職した日から1年 以内、配偶者のい ない女子(男子) となってから7年 未満	技能習得、医療 又は介護終了後 若しくは生活安 定貸付又は失業 貸付期間満了後 6か月間	技能習得20年以内 医療、介護、失業 5年以内 生活安定 8年以内	無利子 又は 年1.0%	
住宅	〃	1,500,000円 * 特別 2,000,000円	-	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 6年以内 特別 7年以内	無利子 又は 年1.0%	* 災害等により住宅が全壊した場 合で特に必要と認められる場合や 老朽等による増改築(移築改築を 含む)を行う場合
転宅	〃	260,000円	-	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 3年以内	無利子 又は 年1.0%	
就学支度	ひとり親家庭の親が 扶養する児童 寡婦が扶養する子	別表2のとおり	-	卒業後 6か月間	据置期間経過後 20年以内 修業 5年以内	無利子	専修学校(一般課程)及 び修業施設に係る場合は 5年以内で償還
結婚	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	300,000円	-	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は 年1.0%	

注1) 修学、修業、就職支度(児童に係る貸付)及び就学支度資金を借りる場合は、お子さん(児童又は子)が連帯借受人となり、お子さん(児童又は子)本人が借りる場合は、償還能力のある母又は父などの連帯保証人が必要です。事業開始、事業継続、技能習得、就職支度資金(親に係る貸付)、医療介護、生活、住宅、転宅及び結婚資金については、連帯保証人を付す場合は無利子、連帯保証人を付さない場合は年利1.0%になります。

注2) 申請には申請書以外の書類(所得証明書、家計費内訳書等)が必要です。なお、貸付の可否は、実態調査や所定の審査を行った上で決定されます。

注3) 申請から貸付までには一定の期間が必要となりますので、お早めに各事務所の担当班へ相談願います。

注4) 償還は、年賦、半年賦又は月賦償還の方法によるものとします。また、繰上償還も可能です。

注5) 児童を扶養している者が、同時に20歳以上の子を扶養している場合、その20歳以上の子も児童に含まれます。

注6) 児童扶養手当法施行令第4条に定める計算方法に基づき算出した前年所得が682万円(年収目安900万円)を超える場合は修学資金の限度額が異なります。

別表1 [修学資金の貸付限度額]

(単位：月額・円)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程) 中等教育学校後期課程	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	78,000	78,000			
	私立	自宅通学	89,000	89,000			
		自宅外通学	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500	96,500			
	私立	自宅通学	93,500	93,500			
		自宅外通学	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			51,000	51,000			

別表2 [就学支度資金の貸付限度額]

(単位：円)

学校種別			貸付金額	学校種別			貸付金額
小学校			64,300	大学 短期大学	自宅	国公立	410,000
中学校			81,000			私立	580,000
高等学校 専修学校(一般・高等) ※専修学校(一般)は国公立の金額	自宅	国公立	150,000	高等専門学校 専修学校(専門課程)	自宅外	国公立	420,000
		私立	410,000			私立	590,000
	自宅外	国公立	160,000	大学院	国公立	380,000	
		私立	420,000		私立	590,000	
修業施設 (中学卒業生)	自宅	150,000	修業施設 (高校卒業生)	自宅	272,000		
	自宅外	160,000		自宅外	282,000		

【貸付について】

- 貸付申請前に事前相談が必要となります。
- 貸付申請の際は面談が必要となります。相談内容や申請時期によっては通常よりも期間を要する場合がありますので、貸付金が必要になる時期を勘案し、お早めに御相談願います。
- 貸付金の振込は、通常、申請書の提出から1か月程度期間を要します。
- 貸付には、一定の条件があります。申請しても要望に添えない場合があります。

【返済について】

- 返済は貸付終了後、一定の据置期間を置いてから返済が開始されます。
- 返済方法は、定められた期間内で年賦・半年賦・月賦から選択できます。
返済開始後の収支状況を具体的に想定し、無理のない借入と返済計画を立ててください。
- 申請により、半年賦を月賦へ変更する等の償還方法の変更が可能な場合があります。
- 申請により、償還未済額の全額を一括して返済(償還)することもできます。
- 修学資金を借り受けていたお子さんが進学した場合には、申請により返済開始の猶予が受けられる場合があります。
- 予定された返済が滞った場合は違約金が発生します。

【借受人・連帯借受人】

- 修学、修業、就学支度及び就職支度の各資金については、連帯借受人の方が借受人と同等の支払義務を負います。
- 貸付を受けることについて、借受人と連帯借受人との間によく話し合い、返済のときには協力して返済していただきます。

【連帯保証人】

- 連帯保証人は法的に借受人と同等の支払義務を負います。
- 借受人・連帯借受人からの返済が滞った場合は、連帯保証人の方から返済していただくこととなります。

〈母子父子寡婦福祉資金の資金種別ごとの概要〉

1 事業開始資金

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦又は母子・父子福祉団体が、事業を開始するのに必要な経費を貸し付けるもので、事業を開始する際に必要とする設備、什器、器械、材料等の購入費用等が対象となります。

2 事業継続資金

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦又は母子・父子福祉団体が、現に営んでいる事業を継続するのに必要な経費を貸し付けるもので、設備、器械等の補修、商品、材料等の新たな購入等に要する経費及び事業を拡張するために必要な費用が対象となります。

3 修学資金

母子家庭の母、父子家庭の父が扶養している児童又は寡婦が扶養している子（孫・曾孫等を含む）を高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるのに直接必要な経費を貸し付けるもので、授業料、書籍代、通学費、教科外活動費等が対象となります。

なお、この資金は父母のいない児童も対象となります。

※大学等における修学の支援に関する法律に基づく高等教育の修学支援対象者は、貸付限度額から授業料減免額又は給付型奨学金を差し引いた範囲内で貸し付けとなります。

4 技能習得資金

母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費を貸し付けるもので、授業料、材料費等が対象となります。

5 修業資金

母子家庭の母、父子家庭の父が扶養している子又は寡婦が扶養している子が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費を貸し付けるもので、授業料、材料費等が対象となります。

6 就職支度資金

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦又は母子家庭の母・父子家庭の父が扶養している児童が就職するに際して必要な経費を貸し付けるもので、被服、履物、通勤用自動車等の購入費用が対象となります。

7 医療介護資金

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦又は母子家庭の母・父子家庭の父が扶養している児童が、医療又は介護を受けるために必要な経費を貸し付けるもので、医療を受けるために必要となる自己負担分、通院に要する必要最小限の交通費及び医師が必要と認められたあん摩、マッサージ、指圧等の施術を受けるのに要する費用、介護分については、介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要な費用が対象となります。

8 生活資金

次のような状況にある母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対してその期間中の生活費を補給することを目的として貸し付ける資金です。

- ① 事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得している方
- ② 配偶者のない女子となって7年を経過していない方
- ③ 働く意志・能力があるにも関わらず失業状態である方

9 住宅資金

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅を補修、保全、改築又は増築する場合、或いは自ら居住するため、自ら所有するための住宅を建設・購入する場合に必要な経費を貸し付けるものです。（土地又は借地権の取得に必要な資金は、住宅の建設・購入に付随して行う場合のみ対象となります。）

10 転宅資金

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦がその住居を移転する場合に必要な経費を貸し付けるもので、住宅賃貸借契約により、入居の際条件として納入を要求される敷金、権利金、前家賃などの一時金及び特に必要と認められる運送費にあてるための経費が対象となります。

11 就学支度資金

母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養している児童又は寡婦が扶養している子が、高等学校、大学、大学院、高等専門学校及び専修学校へ入学する場合若しくは知識技能を習得させる施設（厚生労働大臣が定める修業施設）へ入所する場合に必要な経費を貸し付けるもので、被服、履物等の購入等に要する費用が対象となります。

なお、特に経済的に困難な事情にある母子家庭の母、父子家庭の父が扶養している児童が、小学校又は中学校に入学する場合も対象となります。

12 結婚資金

母子家庭の母、父子家庭の父が扶養している児童又は寡婦が扶養している子が婚姻する際に必要な経費を貸し付けるもので、挙式披露宴等のための経費、家具、什器等の購入費用を母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が負担する経費が対象となります。